

さいきょう法人インターネットバンキングサービスご利用規定

【共通編】

第1条 さいきょう法人インターネットバンキングサービス

1. 定義

さいきょう法人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）により、インターネットを通じて、当行に以下の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスです。

(1) 照会・振込振替サービス

契約者が「残高照会」「入出金明細照会」「振込入金明細照会」「振込振替」「税金・各種料金払込」等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービス。

(2) データ伝送サービス

契約者から「総合振込」「給与振込」「賞与振込」等の各種データを受け付けるサービス。

なお、照会・振込振替サービスの申込は必須となります。

2. 対象者

当行所定の申込書により本サービスの利用申込みを行った、普通預金口座または当座預金口座をお持ちの法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方で、当行所定の基準を満たす方を対象とし、契約者は本規定の内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意することとします。

ただし、お申込をされた方が、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合、当行は利用申込を承諾しないことがあります。

なお、当行が利用申込を承諾しない場合、当行はその理由を通知しないものとし、利用申込をされた方はこの不承諾につき異議を述べないものとします。

3. サービス利用口座

(1) 代表利用口座兼手数料決済口座

各種照会口座、および振込振替、総合振込、給与振込、賞与振込の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義の普通預金口座、または当座預金口座とします。なお、本口座は月額基本料金を引き落とす手数料決済口座とします。

(2) 追加利用口座

各種照会口座、および振込振替の資金引落口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義（契約者の支店名義、営業所名義等を含む）の普通預金口座、または当座預金口座とします。

① お届出いただく追加利用口座の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

② 追加利用口座の登録・変更・削除については、当行所定の書面により届け出てください。

(3) 本サービス申込みの際、サービス利用口座の各々につき、利用申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

4. 入金指定口座

サービス利用口座に登録番号を付して、入金指定口座として登録します。

また、定例的な振込先として普通預金口座、当座預金口座または貯蓄預金口座を事前に登録することができます。

5. 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

なお、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。

6. 月額基本料金等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本料金およびこれに伴う消費税をいただきます。

この場合、当行は月額基本料金を預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、契約者が利用申込書にて当行あて届出た代表利用口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。

(2) 当行は月額基本料金およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。

第2条 本人確認等

1. 本人確認方法

本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は、「ID・パスワード方式」により行うものとします。

ID・パスワード方式とは、ログインIDおよびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式。

2. パスワード等の登録

ID・パスワード方式において、契約者は、当行に対して本人確認のためのログインID、ログインパスワード、確認用パスワード、承認パスワード（以下「パスワード等」といいます）を契約者の端末から、当行所定の方法により登録するものとします。

契約者がパスワード等を登録する場合は、文字の種類および文字数について当行所定の範囲内で指定して下さい。

なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、契約者は自らの責任において当行所定の方法によりパスワード等

を随時変更することができます。

3. パスワード等の管理

パスワード等は、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないで下さい。なお、契約者の従業員がパスワード等を使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、

また、これらにつき偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

パスワード等の当行への問い合わせには応じられません。なお、当行からパスワード等をお尋ねすることはありません。

4. パスワード等の失念

契約者がパスワード等のうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により当行へ届け出て下さい。

当行への届け出前に生じた損害について当行は責任を負いません。

5. パスワード等の有効期限

契約者は90日毎にパスワード等の変更を行うこととします。ただし、パスワード等は有効期間を過ぎた場合も、経過後の初回ログイン時に変更できるものとし、

なお、ログインIDには有効期限はありません。

6. パスワード等の変更

(1) 端末による変更

契約者は端末を用いて、当行所定の方法により、変更前と変更後のパスワード等を当行に送信することにより、パスワード等の変更を行うことができます。ただし、変更前のパスワード等が当行の保持している最新のパスワード等と不一致の場合は変更は行われません。

(2) 書面による変更

(1)による契約者による変更を前提としますが、パスワード等の紛失、または盗難等のやむを得ない場合に限り、書面による変更の届け出ができるものとし、

この場合、契約者は代表利用口座のお届印の印章による記名捺印、及び変更登録のために利用する仮のパスワードなど当行所定の必須事項を記入した書面にて届け出を行うこととします。

7. 利用時における本人確認

(1) 契約者が本サービスを利用する場合は、契約者の端末を使用してパスワード等を当行に送信するものとし、

(2) 前項に定める操作により当行が受信したパスワード等が、契約者により当行にあらかじめ登録された内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者本人とみなします。当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、パスワード等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意志に基づく有効なものとして

取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 契約者がパスワード等を当行の所定の回数以上誤って入力したときは、当行は本サービスの取扱いを中止します。その際、契約者が再度本サービスを利用する場合には、当行所定の方法により届け出を行うものとし、

第3条 届出事項の変更等

1. 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届印の印章により記名捺印した、当行所定の書面によりお取引店に直ちに届け出るものとし、
2. 前項の届け出がなかったために、当行からの送信、通知または送付する書類や電子メール等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第4条 解約等

1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとし、
2. 契約者が次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができるものとし、
 - (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行で契約者の所在が不明となったとき。
 - (4) 契約者が本サービスの基本料金を支払われなかったとき。
 - (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - (6) 解散、その他営業活動を休止したとき。
 - (7) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (8) パスワード等を不正に使用したとき。
 - (9) 本規定または本規定にもとづく当行所定事項に違反したとき。
 - (10) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき、当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。但し、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
3. 代表利用口座が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなします。追加利用口座が解約された場合は、その口座にかかる限度においてこの契約は解約されたものとみなします。

4. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込振替等の処理が完了していない取引の依頼については全て無効とし、当行はその処理をする義務を負いません。

第5条 免責事項

1. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩しあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
3. システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
5. 本サービスに使用する機器及び通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、この規定によりパソコン等の端末が正常に稼働する事を保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
6. コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
7. 申込書をはじめとする各種書面の印影と、届出印の印影を当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合で、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があったときには、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
8. 本サービスの利用に関して、その他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 規定の準用

1. この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、および当座勘定規定等の各種規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第7条 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。

ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第8条 サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第9条 サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

第10条 通知手段

契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページへの掲載、電子メールが利用されることに同意するものとします。契約者は届け出の電子メールアドレスについて変更があった場合、契約者自らが端末により変更登録するものとします。

変更の届け出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものととして取扱います。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 リスクの承諾

1. 当行は、本規定、ご利用ガイド、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
2. 契約者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容および当行のリスク対策を理解したうえで、利用申込を行うものとします。

第12条 海外でのご利用について

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとします。

契約者が本サービスを海外からご利用の場合、各国の法令、通信事情その他の事由により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第13条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第14条 譲渡・質入れ等の禁止

契約者は、本規定にもとづく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ、第三者への貸与等を行うことはできません。

第15条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当行本店の所在

地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第16条 規定の変更

当行は本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容にしたがい取扱うこととします。

なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

第17条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、本人確認の終了後、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。

2. 依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方式で確認した旨を当行に伝達してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。

3. 依頼内容の確認

受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には当行所定の取引照会機能により確認してください。なお、契約者と当行との間に、依頼又は取引結果の内容について疑義が生じた場合は、当行が一定期間保存する電磁的な記録内容を正当なものとし見なします。

4. 依頼内容の変更・撤回

依頼内容の変更または撤回は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期、依頼内容によっては、変更または撤回ができないことがあります。

【照会・振込振替サービス編】

第18条 照会サービス

1. 照会サービスの内容

照会サービスとは、端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が当行あて利用申込書により届出たサービス利用口座について、当行所定の方法・範囲に従い口座情報（残高および入出金明細）を提供するサービスをいいます。

2. 照会サービスの依頼

照会サービスの利用にあたっては、照会の種別、サービス利用口座の指定等所定事項を当行所定の時間内に正確に送信することで依頼するものとします。

3. 口座情報の返信

当行が契約者から照会サービスの依頼を受信し、第2条に規定する本人確認手続の結果、契約者ご本人からの依頼と認められた場合には、当行は受信した照会依頼にもとづく口座情報を契約者が依頼に用いた端末に返信します。

4. 返信内容の取消、訂正

契約者からの依頼にもとづいて当行が既送信した口座情報について、受入証券類の不渡、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条 振込振替サービス

1. 振込振替サービスの内容

振込振替サービスとは、端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行あて届出たサービス利用口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）あてに振込または振替を行うサービスをいいます。

なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。

2. 振込振替の定義

(1) 振込とは、入金指定口座がサービス利用口座と異なる当行本支店にある場合、または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座がサービス利用口座と異なる名義の場合における資金移動取引をいいます。

(2) 振替とは、入金指定口座がサービス利用口座と同一店内かつ同一名義の場合における資金移動取引をいいます。

3. 振込振替サービスの方式

(1) 事前登録方式

契約者が利用申込書により当行あて届出た、登録番号を付したサービス利用口座または振込先口座を入金指定口座とし、その入金指定口座あてに登録番号を利用して振込振替を行う方式をいいます。ただし、当行は2年間1度もご利用のない振込先口座については、事前登録を解除します。

(2) 都度指定方式

契約者が本サービスの画面上で入金指定口座を入力または選択し、その入金指定口座あてに振込振替を行う方式をいいます。

なお、都度指定方式を利用する場合は、利用申込書により当行に届出する必要があります。

契約者は、都度指定方式による振込振替は事前に当行に届出していない振込先にも資金移動ができる便利さがある反面、利用者による操作だけで任意の口座に資金移動が行われる危険性を十分理解したうえで、利用するものとする。

4. 振込振替サービスの依頼

契約者は端末を利用して、所定の依頼事項を当行所定の時間内に当行所定の方法により送信して下さい。

なお、振込振替の依頼方法は、振込振替の依頼を行う当日（以下「依頼日」といいます）を振込振替手続を行う日（以

下「指定日」といいます)とする当日扱いと、依頼日の翌営業日以降の当行所定の期間における銀行営業日を指定日とする予約扱いがあります。

なお、当日扱いおよび予約扱いの振込振替の依頼は、当行所定の時間内に限り依頼することができます。

5. 振込振替サービス依頼の確認

(1) 当行が契約者から振込振替の依頼を受信し、第2条に規定する本人確認手続の結果、契約者ご本人からの依頼と認めた場合には、当行は受信した依頼内容を契約者が依頼に用いた端末に返信します。

(2) 契約者は前号にもとづき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認用パスワードを入力の上所定の手続にしたがって当行に送信して下さい。

依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作にしたがって当該依頼を中断し、変更後の内容で再度最初から依頼して下さい。

(3) 前号の確認用パスワードは、当行所定の時間内に当行に到達するように送信して下さい。確認用パスワードが当行所定の時間内に到達しなかった場合は、当該依頼は取り消されたものとみなします。

6. 振込振替サービスの確定

(1) 前項の確認用パスワードが当行所定の時間内に到達し、かつ当行が受信した確認用パスワードと契約者があらかじめ当行へ届出た確認用パスワードが一致した場合には、当行は契約者ご本人からの振込振替サービスの依頼が確定したものと認め、指定日に振込振替の手続を行います。

(2) 前号の手続により当日扱いの振込振替の依頼が確定した後においては、その依頼の変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落口座であるサービス利用口座のある当行本支店に所定の依頼書を提出し、組戻手続を依頼して下さい。組戻手続には、当行所定の組戻手数料をいただきます。

(3) 前1号の手続により予約扱いの振込振替の依頼が確定した後においては、指定日の前日までの所定の時間内に行う場合に限り、契約者は端末を用いて所定の方法により取消を行うことができます。

なお、当行への依頼の時間帯によっては、取消ができない場合がありますので、前号によりお取扱い願います。

(4) 前1号において依頼が確定した時点で、サービス利用口座の残高不足等の理由により、振込振替資金または振込手数料のいずれかが引き落とせない場合には、当行は振込振替処理を行わず、処理不能となった理由を契約者が依頼を行った端末に送信します。

7. 振込振替資金の引落とし

(1) 前項第1号に定めるとおり、依頼の確定時(ただし、予約扱いの場合には、指定日の当行所定の時刻)に、当行は契約者が支払うべき振込振替資金を、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出を受けることなしに、サービス利用口座から自動的に引き落としを行います。当行は、契約者に対し受付内容の通知を行いますので、当行への回答後も交信を切らずに確認して下さい。当行が通知した受付内容に不明な点がある場合、または、その通知が受信できなかった場合は当行まですみやかにご照会下さい。

(2) 前号の引き落としについては、予約扱いの場合は、指定日の当行所定の時刻に行いますので、前営業日までに振込振替資金をサービス利用口座に入金しておいて下さい。

(3) 振込振替サービスの依頼を行った場合において、入金指定口座への入金ができないときには、理由の如何にかかわらず、依頼時に契約者が指定したサービス利用口座へ振込資金を返金します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

(4) 振込振替サービスによるお取引後は、契約者は速やかに端末により、「振込振替の依頼内容照会」操作を行うか、該当する預金通帳への記入または、当座勘定照合表による取引内容を照合して下さい。

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡して下さい。

なお、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的な記録内容を正当なものとして取扱うものとします。当行は、本サービスにかかる取引の依頼はすべて記録し、相当期間保存します。

8. 予約の取消

振込振替サービスにおける予約扱いにおいて、予約の取消については、指定日の前日(前日がサービス休止日の場合は直近のサービス利用可能日)までに行う場合に限り、契約者は端末を用いて所定の方法により取消を行うことができます。

なお、当行への依頼の時間帯によっては、取消ができないことがあります。

9. 予約扱いにおける振込振替資金の引落不能時の取扱い

振込振替サービスにおける予約扱いにおいて、指定日の当行所定の時刻に振込振替資金の引き落としができないときは、その依頼がなかったものとして、振込振替処理を行いません。この場合、当行は、契約者に対し振込振替資金の引落不能の旨の通知はしません。

なお、指定日にサービス利用口座からの引き落としが複数ある場合で、その引落金額の総額がサービス利用口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

10. 振込手数料

(1) 振込振替サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。

(2) 振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、契約者の選択により代表利用口座から毎月所定の日に、あるいは、サービス利用口座から振込振替を行う都度、指定日に自動的に引き落とします。

11. 1日あたりの取引限度額

(1) 振込振替サービスにおけるサービス利用口座1口座からの依頼日1日あたりの取引限度額(以下「振込振替限度額」といいます)は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額

の範囲内とします。

(2) 都度指定方式における取引限度額（以下「都度指定方式振込振替限度額」といいます）は、あらかじめ契約者が当行に届出た金額の範囲内とします。ただし、この限度額は当行所定の金額の範囲内とします。

なお、都度指定方式振込振替限度額は、振込振替限度額に含まれるものとします。

(3) 当行は契約者に事前に通知することなく、当行所定の取引限度額を変更することがあります。

なお、1日あたりの取引限度額の対象は、同一日に受付けた取引とし、振込手数料は含みません。限度額を超えた取引依頼については、当行は受付ける義務を負いません。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

1 2. 振込振替サービスの取扱ができない場合

次の各号に該当する場合、振込振替サービスの取扱いはできません。

(1) 振込金額または振替金額等の取引金額が、サービス利用口座より払戻すことのできる金額を超えるとき。

(2) サービス利用口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。

(3) 契約者からサービス利用口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

(4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。

(5) 当行の責によらない事由により、取引ができなかったとき。

1 3. 組戻し・振込内容の変更

(1) 確定した振込の依頼にもとづき、当行から振込先の金融機関に振込発信をした後、契約者が当該振込の組戻し、振込内容の変更を依頼する場合は、サービス利用口座の口座開設店に当行所定の方法により申し込むものとします。

(2) 当行は、当行所定の方法により利用者の本人確認を行ったうえで、利用者からの依頼にもとづき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。

(3) 組戻し依頼により、振込先の金融機関から返却された振込資金は、サービス利用口座に入金します。この場合は、当行所定の組戻手数料（消費税を含む）をサービス利用口座より引き落とします。また、当初振込にかかる振込手数料は返却致しません。

(4) 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後行うものとします。よって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しができない場合があります。この場合は組戻し手数料はいただきません。

第20条 税金・各種料金払込サービス

1. 税金・各種料金払込サービスの内容

税金・各種料金払込サービス（以下「料金等払込サービス」といいます）とは、端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行あて届出たサービス利用口座から指定する金額を引き落とし、当行所定の収納機関に対する税金等、各種料金の払込みを行うサービスをいいます。

2. 料金等払込サービスの依頼

契約者は端末を利用して、収納機関番号、納付番号、確認番号等を当行所定の時間内に当行所定の方法により送信して下さい。

3. 料金等払込サービスの依頼と確認

(1) 当行が契約者から料金等払込サービスの依頼を受信し、契約者からの払込依頼内容に関して所定の確認ができた場合は、当行は受信した依頼内容を契約者が依頼に用いた端末に返信します。

契約者からの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には料金等払込サービスをご利用いただけません。

(2) 契約者は前号にもとづき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、サービス利用口座を選択し、確認用パスワードを入力の上所定の手続にしたがって当行に送信して下さい。

依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作にしたがって当該依頼を中断し、変更後の内容で再度最初から依頼して下さい。

4. 料金等払込サービスの確定および払込資金の引落とし

(1) 前項の確認用パスワードが当行所定の時間内に当行に到達し、かつ当行が受信した確認用パスワードと契約者があらかじめ当行あて届出た確認用パスワードが一致した場合には、当行は契約者ご本人からの料金等払込サービスの依頼が確定したものと認め、料金払込みの手続を行います。

当行は、依頼が確定した時点で、契約者が支払うべき払込資金を、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなしに、サービス利用口座から自動的に引き落としを行います。

(2) 前号において依頼が確定した時点で、サービス利用口座の残高不足等の理由により、払込資金が引き落とせない場合には、当行は払込処理を行わず、処理不能となった理由を契約者が依頼を行った端末に送信します。

(3) 前1号において依頼が確定した後においては、その依頼の変更および取消はできません。

(4) 料金等払込サービスによるお取引後は、契約者は速やかに端末により第18条「照会サービス」操作を行うか、該当する預金通帳への記入または、当座勘定照合表により取引内容を照合して下さい。

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡して下さい。

なお、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的な記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

5. 領収書の不発行

当行は、契約者に対し料金等払込サービスにかかる払込資金の領収書を発行いたしません。

6. サービスの利用停止

契約者が、収納機関が指定する項目等について誤った入力を連続して行い、当行が任意に定める回数に達した場合は、料金等払込サービスの利用を停止する場合があります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行って下さい。

7. サービスの利用時間

料金等払込サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内でも利用できない場合があります。

8. 収納に関する問い合わせ

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納に関する照会については収納機関に直接お問い合わせ下さい。

9. 収納の取消

収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消となることがあります。

10. 料金等払込サービスの取扱いができない場合

次の各号に該当する場合は、料金等払込サービスの取扱いはできません。

- (1) 料金払込の取引金額が、サービス利用口座より払い戻すことのできる金額を超えるとき。
- (2) サービス利用口座が解約済のとき。
- (3) 契約者からサービス利用口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- (5) 当行の責によらない事由により、取引ができなかったとき。

[データ伝送サービス編]

第21条 データ伝送サービス

データ伝送サービスとは、端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、「総合振込」「給与振込」「賞与振込」等の各種データを受け付けるサービスをいいます。

第22条 総合振込

1. 総合振込の内容

(1) 当行は契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行あて届出た代表利用口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込指定口座」といいます）あてに振込手続を行います。

なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。

- (2) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- (3) 振込指定口座は、当行所定の科目の預金口座とします。
- (4) 当行は振込金の受取人に対して入金通知を行いません。
- (5) 受取人に対して振込金の支払ができる時限は、振込金が振込指定口座へ入金されたときとします。
- (6) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答して下さい。当行の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

2. 振込手続等

- (1) 契約者は端末を利用して当行所定の時間内に所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信して下さい。
- (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼して下さい。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。
なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 該当口座なしまたはその他事由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の代表利用口座へ入金することにより返却します。
ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

3. 振込資金および振込手数料の引落し

- (1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに代表利用口座に入金して下さい。
- (2) 振込資金は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、振込指定日に契約者の代表利用口座から自動的に引き落とします。
- (3) 振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、毎月当行所定の日に代表利用口座から自動的に引き落とします。
ただし、契約者の選択により、振込振替サービスの振込手数料の引落方法を都度に指定された場合は、振込の都度振込指定日に、代表利用口座から自動的に引き落とします。

4. 依頼内容の取消、組戻

契約者が依頼、承認した取引については、変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落口座である代表利用口座のある本支店に所定の依頼書を提出し、組戻手続を依頼して下さい。

組戻手続には、当行所定の組戻手数料をいただきます。

第23条 給与振込・賞与振込

1. 給与振込・賞与振込の内容

(1) 当行は契約者の役員、従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬、給与、賞与（以下「給与」といいます）の支給あたり、契約者からの依頼による「データ伝送サービス」を利用した給与振込事務を受託します。端末を用い

た契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により当行あて届出た代表利用口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の受給者名義の普通預金または当座預金あてに振込手続を行います。

なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。

- (2) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
- (3) 契約者は、当行に振込を依頼するにあたって、受給者の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。
- (4) 当行は受給者に対して入金通知を行いません。
- (5) 受給者に対する振込金の支払開始時刻は、振込指定日の午前10時とします。
- (6) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答して下さい。当行の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

2. 振込手続等

- (1) 契約者は端末を利用して当行所定の時間内に所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信して下さい。
- (2) 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼して下さい。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。
なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 該当口座なしまたはその他事由により振込不能のものがあった場合は、当行は当該振込金を契約者の代表利用口座へ入金することにより返却します。
ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

3. 振込資金および振込手数料の引落し

- (1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行の取りまとめ店に交付して下さい。
- (2) 振込資金を預金口座振替の方法により交付する場合は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出を不要とし、当行所定の方法により自動的に引き落とします。
なお、残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合がございますので予めご了承下さい。
- (3) 振込手数料は、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、毎月当行所定の日に代表利用口座から自動的に引き落とします。
ただし、契約者の選択により、振込振替サービスの振込手数料の引落方法を都度に指定された場合は、振込の都度振込指定日に、代表利用口座から自動的に引き落とします。

4. 依頼内容の取消、組戻

契約者が依頼、承認した取引については、変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落口座である代表利用口座のある本支店に所定の依頼書を提出し、組戻手続を依頼して下さい。組戻手続には、当行所定の組戻手数料をいただきます。

以 上